

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 25 日

広野町長 遠藤



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大谷内地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 23 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数 2

【個人 2 経営体】

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・特別栽培米に取り組むことによって稲作経営の高付加価値化をはかる。
- ・担い手への作業の集中を避けるために、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、地域農業者で作業の分担をはかる。